

件名：旅券法施行規則の改正（パスポート申請時の戸籍謄抄本提出の省略の特例）

<ポイント>

- 6月22日、旅券法施行規則の一部を改正する省令が施行されました。
- この改正により、ベネズエラにおいては、非常事態宣言が開始されてから、同宣言が終了する翌日から2か月を加えた日までの間に、パスポートの有効期限を迎えて、発給を申請する場合には、戸籍謄抄本の添付を省略することができます。

<本文>

6月22日、旅券法施行規則の一部を改正する省令が施行されました。

この改正により、やむを得ない事情がある場合には、パスポートの有効期限が切れた方を対象に、パスポートを申請する際、本来、提出が必要になる戸籍謄抄本の提出を、特例措置として、一時的に、免除できることになりました。施行規則の改正内容については以下の外務省のホームページのとおりです。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page22_003359.html

ベネズエラにおいては、3月13日付で非常事態宣言が実施され、州や市をまたいだ移動を含めた外出が制限され、一部宅配業者の業務が実施されないなどやむを得ない事情が続いています。このため、カラカスにある日本大使館を訪れることができず、パスポートの有効期限を越えてしまう場合が発生しています。このような場合、パスポートの有効期限を越えてしまったので、パスポートの発給のためには、本来であれば、過去6か月以内に発行された戸籍謄本や抄本を日本から取り寄せて申請書とともに提出して頂く必要がありますが、特例措置として、一時的ではありますが、戸籍謄本や抄本の提出を省略できることとなりました。

適用される期間は、本年3月13日の非常事態宣言が開始されてから、非常事態宣言が終了する翌日から2か月を加えた日までの間に、パスポートの有効期限を迎えて、同期間の間に申請する場合となります。

例えば、7月12日に非常事態宣言が終了する場合には、9月13日までが対象期間となります。

この期間中にパスポートの有効期限を迎えて、申請する場合は対象となります。

この期間中にパスポートの有効期限を迎えても、この期間後に申請する場合は対象外となります。

また、初めてパスポートを申請する方は対象外です。

なお、パスポートの有効期限内に申請する場合は、従来と同様に、戸籍謄本や抄本の添付は不要です。今回の措置は、前述の期間に、有効期限が切れてしまった場合の方が対象となり

ます。

なお、パスポートの申請はご本人か代理人の方が、また、受領はご本人が来て頂くことが原則となっています。カラカスの日本大使館に来ることができない方については、代理人の方に申請をお願いできるかご検討ください。申請いただいたパスポートの受領期限は6か月となっていますので、非常事態宣言終了後に、ご本人がお越しいただくことで受領が可能です。代理の方がおらず、代理申請ができない場合は、日本大使館領事部までご相談ください。

ご不明な点は日本大使館領事部までご相談ください。

<新型コロナウイルスに関する参考情報>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>